記載例

第2号様式(第6条関係)

令和3年 6月 日

練馬区長 殿

団体名 通り商店会

代表者名 (住所)練馬区練馬 - -

(氏名)会長 練馬 太郎

(電話) 03-1111-1111

練馬区防犯設備整備費補助事業活動計画書

練馬区防犯設備整備費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 現在の商店会等における防犯活動について

現在行っている活動内容

通り商店会内および 町会内の防犯パトロールを実施している。また、商店会等の行事 開催時や歳末にもパトロールを実施している。

活動頻度

月

调

上記活動の開始時期

年 月

2 防犯設備の設置について

防犯設備を設置する地域における状況(具体的な事件など)

本商店会は 50 店舗を含む商店会であり、 駅の南側駅周辺に位置し、人通りが多い地域である。

また、本商店会の周辺では、ひったくり、空き巣、自動車事故等が年に数回発生している。

防犯設備の設置における期待する効果

街頭防犯カメラを設置することにより、本商店会の周辺地域の犯罪抑止・検挙の両面から効果が期待できる。また、街頭防犯カメラを設置することにより、犯罪を減少させ、安心して暮らせる地域となる事が期待でき、住民・商店会利用者の一層なる安全・安心が確保できる。

記載例

3 防犯設備設置後の商店会等における防犯活動について

防犯設備の設置後に計画している活動内容

本商店会内および 町会内のパトロールを強化・継続し、地域内の安全・安心を確保する。

本商店会内の清掃活動を新たに活動開始する。

商店会会員に対し、子供が地域内で不審者等に遭遇した時に、逃げ込むことが出来る「ひまわり110番」に加入するよう働きかける。

活動頻度

(月)

调

上記活動の開始時期

年

月(防犯設備を設置した後の時期をご記入ください。)

4 警察との協議内容

警察と協議した内容については、以下のとおり。

街頭防犯カメラの設置にあたっては、犯罪発生状況を勘案したうえで、より高い防犯抑止効果が見込め、かつ個人のプライバシーを侵害しないような設置場所や撮影角度等を検討した。 街頭防犯カメラを 商店会の地域に設置したという情報を、近隣で広く情報発信し、 商店会の地域における犯罪の抑止と防止につなげていく。

街頭防犯カメラの適正な管理、運用を維持継続するため、情報セキュリティー面における不 適正事案の発生防止に係る適時適切な助言、指導を継続的に行う。

本商店会の地域内における犯罪発生情報の迅速な提供に努めるとともに、録画画像の適正な授受に配意するほか、街頭防犯カメラに係る設置前後の各種データの検証等を行う。